

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月8日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員(農業委員13名+推進委員5名)

農業委員(13名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 山本 隆、11番 占部 博、
13番 阿部 進

推進委員(5名)

4番 松尾保幸、5番 小野博之、6番 北崎哲之、9番 奥水英治、
10番 神谷正幸

4 欠席委員(1名)

12番 遠藤讓一、

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第16号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第17号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 欠席

係長 佐野 史晃
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 　　ただ今から、令和 5 年度 第 8 回農業委員会を開会いたします。本日の委員 14 名中 13 名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第 1 の、議事録署名委員の指名を行います。11 番 占部委員、13 番 阿部委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第 2 審議案件に入ります。まず、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 　　1 ページ議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

事件番号 1 番 説明

議 長 　　事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 　　別に問題ありません。

議 長 　　事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし)

議 長 　　ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 1 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番について許可と決定いたします。

議 長 　　続きまして、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 　　事件番号 2 番 説明

議 長 　　事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意

見があればお願いします。

委員 問題はありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 面積が倍くらい違いますが、利用調整ということですか？

係長 そうです。地続きとなるなどの理由で当人同士の合意が成立しています。

議長 他にないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 事件番号3番 説明

議長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委員 現在小作もされており、問題ありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 事件番号4番 説明

- 議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。
- 委 員 同じく問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号4番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号4番について許可と決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号5番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 続きまして、事件番号5番 説明
- 議 長 事件番号5番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。
- 委 員 別にありません。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号5番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号5番について許可と決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号6番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 事件番号6番 説明

- 議 長 事件番号6番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。
- 委 員 契約自体問題ありません。申請者が小作しています。工業団地にかかる申請者の土地の交換と思われまして問題はありませんが、内容説明に本人以外の代理人が来られ、不安を感じました。契約自体は問題ありませんが、以後、ご指導願います。
- 委 員 県の工業団地の替地ですね。問題はないと思います。
- 委 員 代理人が突如来られる場合があります。事前に連絡をお願いします。
- 議 長 このようなケースの場合が、他の委員の地区でもあるようです。事務局から申請者へ指導をお願いします。
- 係 長 今後、事務局で把握できる場合については、わかり次第連絡致します。
- 議 長 他にないようですので、それでは採決に入ります。事件番号6番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号6番について許可と決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号7番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 事件番号7番 説明
- 議 長 事件番号7番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。
- 委 員 申請人は、〇〇市と市内で耕作されており、野菜を作っておられます。この申請地でも野菜を作られるとのことでした。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 今回、追加案件ということですが、何か特別な理由があつてのことですか。

係長 1月1日が固定資産税の基準日となりますので、できれば今年中に所有権の移転を希望されてのことです。

議長 固定資産税の関係もあつて今回追加を申し出られたわけですが、通常は毎月20日締めとなっておりますので、事務局でも引き続き特段の事情のない限り、今回のようなことのないようお願いします。

係長 はい、わかりました。

議長 それでは採決に入ります。事件番号7番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号7番について許可と決定いたします。

議長 つづきまして、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 17ページ議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして18ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

事件番号1番 説明

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いします。

委員 別にございませぬ。

議長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いします。

会長 外国人の方の申請ということで、念のため転用目的等を確認したところ、

進入路ということですので、特に問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 こちらの申請者は、若宮地区の別の場所でも事業をされています。それで、農業委員会とは直接関係ありませんが、当社は車の出入りが非常に多く、地元からの苦情なども耳にします。

委 員 個人売買ではなく不動産などきちんとした専門家が入っていれば心配ないので、今回の件については問題ないと思います。

議 長 他に無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 続きまして、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号 2 番 説明

議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましても意見を願います。

委 員 補足はありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見を願います。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

- 委員 造成をされると思いますが、どのくらい上げられるのか。
- 係長 約10センチ程度盛土の予定でございます。
- 議長 他に無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議長 次に、議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 係長 29ページ議案第29号 農用地利用集積計画の決定につきまして、30ページをご覧ください。
こちらは機構からの所有権移転となります。
- 次に、31ページをお願いします。こちらも機構からの所有権移転となります。
- 次に32ページをお願いいたします。農地中管理事業に係る農用地利用集積計画になります。
- 続いて33ページをお願いいたします。農用地利用権設定等計画一覧表、継続分になります。
- 12月分、継続、新規、合わせて64筆、面積は84,762㎡となっております。以上でございます。
- 議長 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議長 長 よろしいですか。質疑無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。
- 議長 長 次に日程第3、報告事項でございます。報告第16号、農地法第18条第6項の合意解約について、次に報告第17号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 長 44ページ、報告第16号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、45ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。
他8件合計28筆、合計面積、48,555.18㎡の合意解約となります。

続きまして、47ページ報告第17号 非農地証明願い届出につきまして、48ページをご覧ください。非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。
他6件、8筆があり、合計面積は9筆で3,949㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となっております。

議 長 ただ今の事務局からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 他によろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。